

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時3分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今より、平成28年第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は21名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員21名であり定足数に達しておりますので、これより第10回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に関根委員、進藤委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。 今回、案件は4件でございます。 総会資料の2から3ページ目をご覧ください。 番号1 譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、農産物出荷調整施設（障害福祉サービス事務所）として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在市内にて事業を営んでおりますが、現在使用している出荷作業場が出荷量の増加とともに手狭となってきたことや、出荷時にトラックが引き取りに来ているため、トラックが通ることのできる道路沿いに、新たに出荷作業場を確保したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、10ha以上の集団農地に含まれるため、第1種農地と判断されます。
	事務局	番号2 譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、仕事の都合により、県外の実家で生活しておりますが、異動により帰省することになったことや、結婚したため家族も増え、実家では手狭であることから、住宅を建築したいと考え、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号3 譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴い、手狭となってきたため、自分たちの住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	<p>番号4 譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、店舗敷として転用するための申請です。</p> <p>現在、申請地付近で営業している店舗が、県道から緩やかなカーブ沿いにあるため、直線道路に比べ見通しが悪いことや、店舗敷地への出入が県道のみであることから、危険回避改善のため、県道沿線で敷地が大きく、見通しの良い直線道路に面している申請地で新たに店舗を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
	議長	<p>説明が終了しました。これより、現地確認の報告を各委員にお願いいたします。</p>
	江原委員	<p>番号1について、18日に現地確認を行った。</p> <p>申請内容については、農産物出荷施設とされており、接道の幅が7mあり大型車のすれ違いも効く道路である。</p> <p>申請地は、農地として管理されており、違反等はされていない。</p> <p>したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断した。詳しいことは事務局説明のとおりである。皆様の審議をお願いしたい。</p>
	鈴木委員	<p>番号2について、20日に現地確認を行った。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められず、周辺は宅地等に利用されていて、今後、市街地化として発展する可能性の高い場所にある。岡泉交差点より南に500m、団地の北側に位置している。転用理由は事務局説明のとおりである。</p> <p>申請地は、農地として管理されており、違反等はされていない。したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。</p>
	小野田委員	<p>番号3について、20日に現地確認を行った。</p> <p>申請地は、庁舎西側約400mに位置しており、ライオンズクラブボランティア農場として利用されていた。白岡駅まで約徒歩10分のところである。</p> <p>周辺は宅地化が進んでおり、申請地は10ha以上の集団農地とは認められない、市街化の進んでいる住宅地内の農地である。</p> <p>したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断した。詳細については事務局説明のとおりである。皆様の審議をお願いしたい。</p>
	吉澤委員	<p>番号4について、20日に現地確認を行った。</p> <p>申請内容については、事務局からの説明のとおりである。</p> <p>申請地は10ha以上の集団農地とは認められず、周辺は宅地化が進んでおり、今後、住宅地として発展する可能性があるところ。申請地は県道さいたま幸手線沿線にあり、周りには物流センター、工場、500m範囲内には小中学校がある。転用理由等については事務局説明のとおりである。申請地北部の宅地部分では教育委員会の発掘調査を行っている。申請地は現在農地として管理されており、違反等はされていない。</p> <p>したがって、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断したが、皆様の審議をお願いしたい。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		質疑等なしという声あり
	議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		異議なしという声あり
	議長	異議なしと認めます。よって議案第25号については、原案のとおり決定します。
午前9時15分 議事終了	議長	以上をもちまして、議事を終了いたします。
協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回、報告は2件でございます。 番号1につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号2につきましては、事務所兼共同住宅のための転用です。
協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は12件でございます。 番号1につきましては、通路のための転用です。 番号2、3につきましては、住宅のための転用です。 番号4につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号5、6につきましては、住宅・通路・ゴミ置場のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		質疑等なしという声あり
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について、を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は1件でございます。 平成28年10月7日に届出のあったものです。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		質疑等なしという声あり

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項4 その他について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項4 その他 に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	○役員会について ・11月18日(金) 午後3時30分から ・内容は農業祭について
	事務局	○農業祭について ・品評会のお願い(日程・品評会)
	事務局	○農地世話人活動記録の提出について ・12月末までの分を1月総会時に提出することになっている。活動期間が残り約2カ月となったので、声をかけさせていただきます。 ・農業委員さんには必ず動いていただくことになっています。貸借が成立しない場合もあると思うが、貸し借りを勧める話はしていただくことになっているので、原則、全員御提出いただきたい。
	事務局	○農地パトロール結果報告書の提出について ・提出がお済みでない方は、総会后に提出をお願いします。
	事務局	○来月の農地改良現地パトロールについてでございますが、現在農地改良がございませんので、今月はパトロールを中止しておりますが、今後については申請がないようであれば、中止の連絡をいたします。 とりあえず、予定では10/30の週は鈴木委員のグループ、11/6の週は大高委員のグループ、11/13の週は荒井委員のグループ、11月20週は大久保委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会后などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
	事務局	来月総会は、11月25日(金)午前9時となっております。 10月総会議事録署名委員の関根委員さん、進藤委員さんの両委員は、来月印鑑を持参してください。 以上で、協議報告事項4その他を終わります。
	議長	説明が終了いたしました。これからご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
岩上委員	区画整理地内の転用の案内図が古く、現状とかなり異なっている。当該地域ではいろいろな新しい道路ができています。そのところを考慮して、正確な図面をお願いしたい。	

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局長	今後は新しい道路を記入し、参考資料として出していくようにしていくのでよろしくをお願いします。
	議長	ほかに質問は。
	事務局長	農業祭での品評会の出品数が減ってきている。農業委員の皆様から、出品を多く出していただけるようPRをお願いしたい。
午前9時26分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。